

## 海外人材 News Pick Up

Vol.2 (2023.7.10号)

### 技能実習制度の存廃について政府の有識者会議第9回が開催

6月30日に、外国人技能実習制度の廃止の是非、それに代わる新たな受け入れ制度についてテーマに議論されている「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の第9回が開催されました。

リンクの入管のサイトには、会議で使用された資料が公表されており、特定技能外国人の賃金・都道府県別の人数や、外国人の失踪数など、興味深いデータが多数掲載されています。

(出入国在留管理庁：2023年6月30日)

▶ [https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03\\_00071.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00071.html)

### 漁業・養殖業における外国人材の安全対策等の周知徹底について(注意喚起)

外国人技能実習制度を管理する政府機関「外国人技能実習機構」から、漁業に従事する外国人従業員への安全対策を適切に行うように関係事業者に対して注意喚起が出されました。

これによると、昨今、外国人従業員がライフジャケットを着用していたなかったによる海中転落死亡事故が相次いでいるそうです。また、漁業に従事する外国人、特に、技能実習生、特定技能外国人それぞれ、漁船に乗車可能な人数が定められているのでそれを適切に遵守するようにも注意喚起がする旨が記載されています。

(外国人技能実習機構：2023年6月27日)

▶ [https://www.otit.go.jp/files/user/\(事務連絡\)外国人材の安全対策等の周知徹底について\(注意喚起\).pdf](https://www.otit.go.jp/files/user/(事務連絡)外国人材の安全対策等の周知徹底について(注意喚起).pdf)

### 不法就労者の人数、最多ワースト1位は茨城県 (2022年)

茨城県にいる不法就労者の人数が1283人にもものぼり、2022年の全国ワースト1位になりました。その不法就労者たちの就業先の7割が「農業」。次いで、ワースト2位は千葉県、3位は愛知県。不法就労者の出身国の多さでは、1位タイ、2位ベトナム、3位中国。

不法就労者になった経緯として多いのは、技能実習生が失踪してそれに至るケースや、いったん短期滞在ビザで入国して残留し続けているケースなどが挙げられています。

(茨城新聞：2023年7月6日)

▶ [https://ibarakinews.jp/news/newsdetail.php?f\\_jun=16885643204053](https://ibarakinews.jp/news/newsdetail.php?f_jun=16885643204053)

## 外国人材の支援が資格化？外国人支援コーディネーターの養成研修について 検討会が政府で開催開始

現在、外国人材の支援はいわば誰でも参入ができる仕事ですが、これからはそれについても高い専門性が要求されるようになり、政府が外国人材を支援する者について認定制度を創設しようとする動きを見せています。それに関する検討会の開催をスタートさせると、法務大臣が先般の会見で明らかにしました。

(法務省：大臣記者会見：2023年7月4日)

▶ [https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08\\_00426.html](https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00426.html)

## 特定技能の受け入れについて、日本政府とキルギス共和国が協力覚書を交換

こういった動きからも日本政府はやはり、「特定技能」の受け入れに注力をしていく姿勢が窺えます。日本政府は、特定技能ビザの人材の受け入れについて、キルギス共和国と協力覚書を交換しました。悪質なブローカーの排除など、適正な受け入れについて両制度で協力していく旨とのことです。

(出入国在留管理庁：2023年7月6日)

▶ [https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/10\\_00152.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/10_00152.html)

## 大学卒業して大学院への進学が決定している留学生で、入学時期が遅くなる者には在留資格「特定活動（進学待機者）」を許可

日本政府は留学生の進学・就職を推進する方向性の中、大学院への進学をしやすくなる在留資格上の新たな運用方針を公表しました。

大学を卒業して大学院への進学が決まっている留学生で、これまで大学に通学するために入管から許可を受けていた在留期間の満了後に大学院の入学時期がなくなってしまっているとき、一定の要件を満たせば、その大学院への入学日までの間、暫定的に日本の滞在が認められる「特定活動」ビザを許可する方針を公表しました。

(出入国在留管理庁：2023年7月6日)

▶ [https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri10\\_00151.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri10_00151.html)

# 関係閣僚 コメントPick Up

外国人支援コーディネーターについてです。

出入国在留管理庁においては、**外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成**等について、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」等に基づき、昨年10月から、その役割等について検討を進めており、本年4月14日、検討結果報告書を公表しました。

今般、ロードマップ及び当該報告書を踏まえて、**来年度から実施する予定である外国人支援コーディネーターの育成に必要な研修の内容等について検討**することを目的とし、**「外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討会」**を開催することといたしました。

この検討会では、来年度から実施する予定である外国人支援コーディネーター養成研修の実施・運営に係る事項のほか、**専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等について検討し、本年度末頃には検討結果を取りまとめる**予定です。

なお、今後、外国人支援コーディネーターの研修のカリキュラム等について検討する会議を別途開催することとしています。

今後も我が国に在留する外国人が増加していくと考えられる中で、外国人が安定的・継続的に在留して能力を発揮することができるよう、生活上の困りごとを抱える外国人に適切に支援の手がさしのべられることが、外国人との共生社会を実現する上で必要です。

今後は、本検討会の検討状況も踏まえ、引き続き、**コーディネーターの育成・認証制度の創設**に向けて着実に検討を進め、外国人の受入れ環境整備の取組を推進してまいります。

▶ [https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08\\_00426.html](https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00426.html)



法務大臣

閣議後記者会見  
令和5年7月4日



【特定技能ビザで外国人雇用】素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業での受入れの特徴を簡単解説！

「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」と長い名前が付いていますが、要は工場での製造業ということです。元々、特定技能ビザが新設された当初はそれぞれ別々の分野として扱われていましたが、全て製造業として統合されました。ちなみに「素形材」とは「そけいざい」と読みます。

「素形材」とは、金属などの素材を加工して組み立てる。「産業機械」とは、建設や農業などで使用する機械を製造する仕事。「電気電子情報」とは、電化製品や電子部品を製造する仕事、ということです。これらをひっくるめて一つの分野として扱っているので、要は工場でのモノづくりの製造業全般ということですね。

対象となる事業所としては、詳しくは「日本標準産業分類」の分類において細かく指定されているので、それに該当する事業所なら受入れが可能な事業所ということになります。

受け入れ可能な事業所の要件は、直近1年間にその事業所において「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」に該当する事業の収入が所定の割合を超えていることが要件です。

そして、「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」においての受入れの最大の特徴は、特定技能ビザで外国人を雇用する事業所は協議会に加入をしなければなりません。が、「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」の場合は、その協議会に加入するのに、上記の直近1年間で該当する事業の収入が所定の割合を超えている立証書類や、製造している物やその最終完成品、設備などについて写真と説明文によって詳細に届出をしたり、必要書類が色々あることといえます。

直近1年間で該当する事業の収入が所定の割合を超えている立証書類としては、納品書・出荷指示書・仕入れ書などの実務で業者と交わした書類が例として挙げられます。

※詳しくは政府機関のサイトでご確認下さい。

▼経済産業省

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/gaikokujinzai/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/index.html)



外国人雇用に関する  
注目ニュースやお役立ちトピックなど  
初心者の方にも分かりやすく解説。



フォロワー  
2800突破!

外国人を雇用する事業主、外国人雇用に関心がある事業主、日本在住の外国人の方々に親しんでいただいております。



<https://www.instagram.com/gaikokujinnews/>

※本資料を無断で複製・改変・転載・翻訳することを禁じます。本資料は信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、その正確性・完全性・最新性・網羅性・適時性等を保証するものではありません。また、本資料は外国人雇用に関心をお持ちの企業様等への情報提供のみを目的としており、本資料の利用に起因する利用者及び第三者の損害について責任は一切負いません。